



令和9年度



保育所・認定こども園 Q&A

海南市役所 子育て推進課

- Q1：保育所、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？・・・3
Q2：1号・2号・3号認定とは何ですか？・・・3
Q3：保育短時間・保育標準時間とは何ですか？・・・3



利用申請に関すること

- Q4：いつ申請すれば良いですか？・・・3
Q5：利用調整とは何ですか？・・・4
Q6：先着順で決まりますか？希望する施設を必ず利用できますか？・・・4
Q7：申請に必要なものは何ですか？・・・4
Q8：生後何か月から利用できますか？・・・4
Q9：きょうだいで同時に申請する場合は、それぞれ申請が必要ですか？・・・4
Q10：海南市外に住んでいても申請できますか？・・・4
Q11：離婚を考えています。申請はどうしたら良いですか？・・・4
Q12：年度途中で2歳になれば、2歳児の枠で利用できますか？・・・5
Q13：これから仕事を探したいです。申請できますか？・・・5
Q14：育児休業から仕事に復職します。申請はいつからですか？・・・5
Q15：出産のため利用したいのですが、申請できますか？・・・5
Q16：施設利用が決まらなかった場合、再度申請が必要ですか？・・・5
Q17：利用を希望する施設を変更、追加したい場合の手続きは？・・・5
Q18：施設利用希望の申請書を提出後に状況が変わりました。手続きは必要ですか？・・・5
Q19：就労のため4月の施設利用申請をしましたが、その後に妊娠が判明しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、手続きは必要ですか？・・・6
Q20：4月はいつから利用できますか？・・・6
Q21：施設利用が決まった場合は月途中からでも利用できますか？・・・6
Q22：育児休業から復職する場合、利用開始日はいつになりますか？・・・6
Q23：転所（園）をしたい場合の手続きは？・・・6
Q24：申請の手続きを電子申請（オンライン申請）することはできますか？・・・6
Q25：提出した申請書のコピーが必要になりました。コピーしてもらえますか？・・・6
Q26：保留通知が欲しいです・・・7
Q27：育児休業からの復帰による申請で、利用調整の希望について、選択肢②「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択した場合、利用調整の結果は保留になりますか？・・・7
Q28：利用が決まった施設を辞退することはできますか？・・・7

💡 施設利用開始後に関すること

- Q29：海南市外へ引越します。引越し後も利用できますか？・・・7
- Q30：認定の有効期限内は継続して利用できますか？・・・7
- Q31：「妊娠・出産」の事由で利用しています。出産後、育児休業を取得するので継続して利用できますか？・・・7
- Q32：「求職活動」の事由で利用していますが、特に求職活動（ハローワークに通う等）をしていません。このまま利用できますか？・・・7
- Q33：転職して勤務時間が変わりました。手続きが必要ですか？・・・8
- Q34：「就労」の事由で利用していますが妊娠しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、上の子は続けて利用できますか？・・・8
- Q35：病気療養中です。利用できますか？・・・8
- Q36：認定こども園の幼稚園部を利用しています。保育所部へ利用変更できますか？・・・8

💡 保育料などに関すること

- Q37：利用者負担額（保育料）は施設によって違いますか？・・・8
- Q38：利用者負担額（保育料）はどのような計算で決まりますか？・・・8
- Q39：離婚を前提に別居しています。利用者負担額（保育料）は変わりますか？・・・9
- Q40：給食費は有料ですか？・・・9
- Q41：利用者負担額（保育料）はどうやって支払うのですか？・・・9
- Q42：利用者負担額（保育料）の引落日はいつですか？・・・9
- Q43：利用者負担額（保育料）が引落しできなかった場合、どうなりますか？・・・9
- Q44：引落しの口座を変えたい場合の手続きは？・・・9

💡 その他

- Q45：育児休業給付金に関する手続きは？・・・10

💡 海南市ホームページ「保育所・認定こども園について」のご案内

- ・各施設の情報や保育所・認定こども園施設利用案内、Q&A等を掲載しています。
- ・申請書や就労証明書等の所定様式がダウンロードできます。
- ・電子申請（オンライン申請）も利用できます。

施設利用に関する最新の情報は
こちらから！



Q1：保育所、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？

A1：保育所・・・保護者の就労等により家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園・・・学校教育法に基づく「学校」で、全国共通の教育課程（幼稚園教育要領）に基づく教育を行う施設です。

認定こども園・・・保育所や幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、未就学のお子さんに教育と保育を一体的に行う施設です。

Q2：1号・2号・3号認定とは何ですか？

A2：保育所・認定こども園を利用するためには、海南市の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

認定区分	年齢	※保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号	3歳以上	なし	・教育標準時間（1日4時間を基本）	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部）
2号	3歳以上	あり	・保育短時間（1日8時間以内） ・保育標準時間認定（1日11時間以内）	・保育所 ・認定こども園（保育所部）
3号	3歳未満	あり	・保育短時間（1日8時間以内） ・保育標準時間認定（1日11時間以内）	・保育所 ・認定こども園（保育所部）

※「保育の必要性」とは保護者の就労や疾病などにより家庭で保育ができない場合を「保育の必要性」とあると言います。

Q3：保育短時間・保育標準時間とは何ですか？

A3：保育の必要性の事由や勤務時間、通勤時間に基づき保育の必要量（時間）が決まります。保育短時間は1日8時間、保育標準時間は11時間以内です。これらの範囲内で必要な時間を利用できます。ただし、この時間に買物や家事の時間は含まれません。

申請に関すること

Q4：いつ申請すれば良いですか？

A4：利用希望開始月の3か月前の16日から2か月前の15日（土日祝の場合は前開庁日）までが申請受付期間です。例：利用希望開始月が8月の場合、5月16日から6月15日まで。

※4月の施設利用申請については、毎年9月上旬から申請書等の配布を開始し、10月上旬～中旬に受付を予定しています。詳しくは広報紙「広報かいなん」や海南市ホームページをご確認ください。

海南市ホームページはこちらから



Q5：利用調整とは何ですか？

A5：保育の必要性の高い子どもから優先して施設を利用できるように、海南省が調整することです。提出された申請書等に基づいて海南省が定める利用調整基準により、世帯ごとに保育の必要性を点数化します。その点数が高い子どもから順番に施設利用が決定します。

Q6：先着順で決まりますか？ 希望する施設を必ず利用できますか？

A6：【保育所・認定こども園（保育所部）】先着順ではありません。施設利用に関しては、希望施設の空き状況や保育の必要性の高さ、他の申請者の状況などで決まります。申請をしたからといって必ず利用できるわけではありません。

【認定こども園（幼稚園部）】先着順ではありません。申請数が定員数を上回った場合は、希望施設を利用できないことがあります（その場合、公立施設は公開抽選、私立施設は施設が定める選考方法で利用者を決定します）。

Q7：申請に必要なものは何ですか？

A7：「教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書」、「施設利用申請にあたっての確認同意書」、「児童の健康調査および保護者状況」は全員必要です。

その他の申請に必要な書類は、各保護者や世帯の状況等によって異なりますので、ご確認の上ご準備ください。申請書等は海南省役所子育て推進課で配布しています。また、海南省のホームページからダウンロードすることもできます。

Q8：生後何か月から利用できますか？

A8：満6か月を経過した翌月からです（各施設により受入可能年齢が異なります）。

例：4月生まれの場合、10月で満6か月となるため、11月から利用できます。11月から利用する場合の申請受付期間は8月16日～9月15日です。

Q9：きょうだいで同時に申請する場合は、それぞれ申請が必要ですか？

A9：必要です。ただし、就労証明書・申立書等は原本が1枚あれば、他のきょうだい分はコピーでも可です（コピーはご自身で行ってください。不足している場合は申請受付できません）。

Q10：海南省外に住んでいても申請できますか？

A10：申請時、海南省外に住んでいても海南省に転入予定の場合（施設利用開始日までに、世帯全員が海南省に住民票を移し、居住することが条件）は受付可能です。施設利用内定となっても、施設利用開始日までに海南省への転入が確認できない場合は内定取消しとなります（遠方への単身赴任など事情がある場合は、海南省役所子育て推進課までご相談ください）。

Q11：離婚を考えています。申請はどうしたら良いですか？

A11：離婚協議中でも住民票上同一世帯であれば、配偶者の就労証明書等の添付書類が必要です。離婚調停中（事件係属証明書の写しの提出が必要）もしくは離婚協議中であるが、既に住民票上別世帯であることを確認できれば、父もしくは母のみで申請できます。

Q12：年度途中で2歳になれば、2歳児の枠で利用できますか？

A12：募集年齢（歳児）は4月1日時点での年齢で決まります。

この場合、令和9年4月1日に1歳であれば、その年度中はすべて1歳児枠での利用となります。

Q13：これから仕事を探したいです。申請できますか？

A13：「求職活動」の事由で申請できます。施設利用が決まった場合、認定期間は1か月となります。認定期間中に就労先が決まり、就労証明書を提出すれば「就労」の事由で引き続き利用できますが、仕事が見つからず就労証明書の提出がない場合は、原則として退所（園）となります。再度施設利用希望の場合は、改めて申請が必要です。

※海南市役所5階に「ワークサロンかいなん」（ハローワーク）があります。各種情報提供や就職支援を行っています。キッズスペースも完備されており、お子様連れでもご利用できます。

Q14：育児休業から仕事に復職します。申請はいつからですか？

A14：利用希望開始月の3か月前の16日から2か月前の15日（土日祝の場合は前開庁日）までが申請受付期間です。

※4月の施設利用申請については、毎年9月上旬から申請書等の配布を開始し、10月上旬～中旬に受付を予定しています。詳しくは広報紙「広報かいなん」や海南市ホームページをご確認ください。

※復職とは、育児休業を取得している勤務先に復帰することを指します。

Q15：出産のため利用したいのですが、申請できますか？

A15：申請できます。出産予定日の2か月前の日が属する月の初日～出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用が可能です。利用期間内であれば、産前のみや産後のみの利用も可能です。

Q16：施設利用が決まらなかった場合、再度申請が必要ですか？

A16：必要ありません。施設利用が決まらなかった場合は、保留通知と支給認定証（保育の必要性や保育の必要量を認定した書類）を送付します。保留通知に記載の「保留の有効期間」内において、毎月利用調整を行い、利用調整の結果、施設利用が決定すれば海南市役所子育て推進課より電話連絡します。ただし、「保留の有効期間」後や年度を超えての利用調整は行いませんので、引き続き施設利用希望の場合は、改めて申請が必要です。

Q17：利用を希望する施設を変更・追加したい場合の手続きは？

A17：「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」の提出が必要です。

Q18：施設利用希望の申請書を提出後に状況が変わりました。手続きは必要ですか？

A18：必要です。「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」と変更内容に沿った添付書類を提出してください。変更内容によっては、施設利用の認定事由が変わり、利用期間も条件付きの認定となり、認定終了後は利用できなくなる場合もあります。

Q19：就労のため4月の施設利用申請をしましたが、その後に妊娠が判明しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、手続きは必要ですか？

A19：必要です。「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」と母子手帳（表紙と分娩予定日が記載されたページ）のコピーを提出してください。また、申請後に妊娠が判明し、出産予定日が6月30日までの方は、「妊娠・出産」の事由で認定します。利用期間は出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までで、利用期間終了後は退所（園）となります。育児休業を取得する場合でも、施設利用を継続することはできません。

Q20：4月はいつから利用できますか？

A20：4月1日から利用できますが、利用開始日については、施設利用決定後にある説明会等で利用施設と相談してください。

Q21：施設利用が決まった場合は月途中からでも利用できますか？

A21：利用できます。申請書に利用希望期間をご記入ください。利用者負担額（保育料）も日割り計算になります。ただし、4月の施設利用については、月途中からの利用でも利用者負担額（保育料）は1か月分必要です。

Q22：育児休業から復職する場合、利用開始日はいつになりますか？

A22：復職日＝利用開始日となります。ならし保育を希望する場合は、施設利用が決まってからの調整となりますので、海南市役所子育て推進課までご連絡ください（ならし保育は最長で2週間です。）ただし、4月の施設利用については、ならし保育を3月に行うことはできないため、4月30日までに復職することとしています。

Q23：転所（園）をしたい場合の手続きは？

A23：転所（園）するためには、改めて施設利用申請が必要です（利用調整の結果、転所（園）できない場合もあります。転所（園）が決まるまでは、現在利用中の施設を継続して利用できます）。ただし、育児休業中は転所（園）できません。復職するタイミングで施設利用申請してください。

Q24：申請の手続きを電子申請（オンライン申請）することはできますか？

A24：スマートフォンまたはパソコンから申請できます（就労証明書等の添付書類をご準備ください）。詳細は海南市ホームページをご確認ください。

電子申請(オンライン)はこちらから



Q25：提出した申請書のコピーが必要になりました。コピーしてもらえますか？

A25：提出された申請書等は返却できません。申請書等の写しが必要な場合は、提出前にご自身でコピーを取ってください。

Q26：保留通知が欲しいです。

A26：施設利用が決まらなかった場合は保留通知を送付します。また、保留通知に記載の「保留の有効期間」内において、再度保留通知が必要な場合は、『1歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実の証明願』を提出してください。詳細は海南市役所子育て推進課までお問合せください。

Q27：育児休業からの復帰による申請で、利用調整の希望について、選択肢②「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択した場合、利用調整の結果は保留になりますか？

A27：保留を確約するものではありません。利用調整において、同じ施設を希望した方の中で順位は下がりますが、希望する施設の定員に空きがある場合などは施設利用決定となります。なお、同項目を選択しても育児休業給付金の受給において不利に働くことはありませんが、育児休業給付金は国の制度であるため、海南市役所子育て推進課にお問い合わせいただいても一切お答えできません。詳細を確認したい場合は、ハローワークや勤務先にお問い合わせください。

Q28：利用が決定（内定）した施設を辞退することはできますか？

A28：決定（内定）した施設を辞退する場合は、速やかに「保育所・認定こども園 施設利用辞退届」を提出してください。利用開始日の前月末までに「保育所・認定こども園 施設利用辞退届」の提出がない場合、保育料（利用者負担額）（0～2歳児）が発生します。また、同一年度中は辞退した施設を再度希望することはできません。

※他の申請者の利用調整に影響しますので、辞退する場合は必ず海南市役所子育て推進課に連絡してください。



施設利用開始後に関すること

Q29：海南市外へ引越します。引越し後も利用できますか？

A29：海南市外へ引越し（海南市外へ住民票を移す）する場合、または父もしくは母が海南市外へ転出する場合、原則として退所（園）となります。遠方への単身赴任など事情がある場合は海南市役所子育て推進課までご相談ください。

Q30：認定の有効期間内は継続して利用できますか？

A30：認定の有効期間内であっても、保育を必要とする事由がなくなった場合は利用できません。保育を必要とする事由が変更となる場合は、利用中の施設または海南市役所子育て推進課までご連絡ください。

Q31：「妊娠・出産」の事由で利用しています。出産後、育児休業を取得するので継続して利用できますか？

A31：施設利用開始時に「妊娠・出産」の事由で認定された方は、育児休業を取得する場合でも、施設利用を継続することはできません。

Q32：「求職活動」の事由で利用していますが、特に求職活動（ハローワークに通う等）をしていません。このまま利用できますか？

A32：利用できません。認定期間中に就労先を決めるという条件付きの認定です。求職活動をせず、就労先が決まらなければ認定期間終了後は退所（園）となります。ただし、3歳児～5歳児で認定こども園の保育所部を利用中の場合は、同じ施設の幼稚園部へ利用変更できる場合がありますので、施設にご相談ください。

Q33：転職して勤務時間が変わりました。手続きが必要ですか？

A33：申請時と状況が変わった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」と転職先の就労証明書の提出が必要です。

Q34：「就労」の事由で利用していますが妊娠しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、上の子は続けて利用できますか？

A34：継続して利用するためには、①「妊娠・出産」の事由に認定変更（「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」と母子手帳（表紙と分娩予定日が記載されたページ）のコピーを提出してください）→②「育児休業中」の事由に認定変更（育児・介護休業法等の法令に基づく育児休業を取得される場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」と育児休業取得（延長）証明書を提出してください）の手続きを行うことで利用できます。

※父が育児休業を取得する場合も②の手続きが必要ですのでご注意ください。

Q35：病気療養中です。利用できますか？

A35：「疾病・障害」の事由で利用できます。診断書等で保育の必要性が認められる場合、または診断書に医師が保育を必要とする状況を記載していることが必要です。また、治療見込期間、入院見込期間の記載がない場合は、少なくとも3か月に1回、診断書等の提出が必要です。

Q36：認定こども園の幼稚園部を利用しています。保育所部へ利用変更できますか？

A36：施設利用開始後に、保育所部への認定変更を希望する場合は、教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書2号・3号認定用の提出が必要です。利用調整の結果により、保育所部への認定変更が認められない場合があります。保育所部への認定変更が認められない場合は、「施設利用保留通知書」を交付します。施設利用申請を取り下げない限り、「施設利用保留通知書」に記載された保留の有効期間中、毎月利用調整を行います（保育所部への認定変更が可能となった場合のみ海南市役所子育て推進課より連絡します）。



保育料などに関すること

Q37：利用者負担額（保育料）は施設によって違いますか？

A37：どの施設を利用しても利用者負担額（保育料）は同じです。行事にかかる費用や雑費等は施設により異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

Q38：利用者負担額（保育料）はどのような計算で決まりますか？

A38：3歳児以上と住民税非課税世帯の0歳児～2歳児は無料です。児童の父母、またはそれ

以外の扶養義務者（家計の中心者である場合のみ）の市町村民税所得割額（※）に応じて決定します。4月～8月の利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額、9月～3月は当年度の市町村民税所得割額を基に決定します。※調整控除を除く各種税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除など）の適用はありません。

Q39：給食費は有料ですか？

A39：0歳児～2歳児は利用者負担額（保育料）に含まれています。3歳児～5歳児は海南市の独自施策により、海南市にお住まいの児童を対象に一定額を限度に無償としています。利用施設が定める給食費が限度額を上回る場合は、有料（自己負担額が発生）となります。

Q40：離婚を前提に別居しています。利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A40：離婚調停中を除き、別居中であっても利用者負担額（保育料）は変わりません。離婚が成立し、別住所となったことが確認できた月の翌月分から変更となります（「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」と「戸籍謄本（離婚したことが分かる書類）」を提出してください）。

Q41：利用者負担額（保育料）はどうやって支払うのですか？

A41：利用者負担額（保育料）は、口座振替による納付をお願いします。施設の説明会時に「預金口座振替依頼書」をお渡ししますので、必要事項を記入して、振替を依頼する金融機関に提出してください。登録に2週間程度かかりますので、登録完了次第、口座振替開始となります。
※私立の認定こども園は各施設で徴収します。支払方法等の詳細は施設へお問い合わせください。

Q42：利用者負担額（保育料）の引落日はいつですか？

A42：利用者負担額（保育料）の振替日は、利用月の翌月15日です（土日祝日の場合は翌営業日となります）。

例：4月利用分は5月15日、3月利用分は4月15日に振替されます。

※私立の認定こども園は各施設で徴収します。支払方法等の詳細は施設へお問い合わせください。

Q43：利用者負担額（保育料）が引落しできなかった場合、どうなりますか？

A43：残高不足等で振替できなかった場合は納付書を送付しますので、金融機関等でお支払いください。

※私立の認定こども園は各施設で徴収します。支払方法等の詳細は施設へお問い合わせください。

Q44：引落しの口座を変えたい場合の手続きは？

A44：変更後の口座を記入した「預金口座振替依頼書」を、ご利用の金融機関に提出してください。変更に2週間程度かかりますので、変更が完了次第、変更後の口座より振替となります。

※私立の認定こども園は各施設で徴収します。支払方法等の詳細は施設へお問い合わせください。

 その他

Q45：育児休業給付金に関する手続きは？

A45：ハローワークや勤務先にご確認ください。育児休業給付金は国の制度であるため、申し訳ございませんが、海南市役所子育て推進課にお問い合わせいただいても一切お答えできません。

（厚生労働省：育児休業給付金の支給対象期間延長手続きより抜粋）

※令和7年4月より育児休業給付金の申請手続きが変わりました。

◆これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

◆育児給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。市町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

◆市町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

※入所申請において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

